

奈良市公報

第 1 8 9 号

平成 16年 10月 1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社京阪工技社

目 次

告 示	
一般競争入札の実施	1
公共下水道の供用及び下水の処理の開始	4
一般競争入札の実施	4
住居番号の設定	5
予防接種の実施の一部改正	5
生活保護法の規定による指定医療機関の事業の廃止の届出	5
生活保護法の規定による医療機関の指定	6
放置自転車等の保管	6
生活保護法の規定による施術者の指定	6
議会定例会の招集	6
放置自転車等の保管	6
土地改良事業の申請	6
地区計画の原案の公衆縦覧	7
道路の位置指定	7
放置自転車等の保管	7
結核指定医療機関の指定	7
放置自転車等の保管(2件)	8
奈良農業振興地域整備計画の変更案の縦覧	8
放置自転車等の保管	8
放置自転車等の処分	8
生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	9
生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出	9
放置自転車等の保管	9
一般競争入札の実施	9
国民健康保険被保険者証の無効	12
放置自転車等の保管	13
公 営 企 業	
一般競争入札の実施	13
奈良市水道局指定給水装置工事業者の指定の取消し	14
奈良市水道局指定給水装置工事業者の指定	15
一般競争入札の実施	15
教 育 委 員 会	
定例教育委員会の開催	16
学校教育法施行細則の一部を改正する規則	16
選 挙 管 理 委 員 会	
選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	17
在外選挙人名簿からの抹消	17

平成 17年度検察審査員候補者の予定者を選定するためのくじを行う日時等	17
農 業 委 員 会	
農地部会の招集	17

告 示

奈良市告示第 450号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則(昭和 40年奈良市規則第 43号)第 2 条の規定により公告します。

平成 16年 9月 1日

奈良市長 大 川 靖 則

- 1 入札に付する事項
河川改修工事(米谷町地内沓掛川)ほか 10件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 平成 16年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)又は建設業法(昭和 24年法律第 100号)の規定による経営事項審査(以下「堅審」という。)の総合評点に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
 - (1) 日時
告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を含める条例(平成元年奈良市条例第 3 号)に規定する市の休日を除く。)の午前 9 時から午後 4 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)
 - (2) 場所
告示日から平成 16年 9月 6 日までは入札控室、同月 7 日以降は監理課窓口
- 4 入札の場所

- 奈良市役所入札室
- 5 入札の日時
別表のとおり
- 6 入札保証金に関する事項
入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。
- 7 郵便入札を除く入札の無効
次の各号の一に該当する入札は、無効とします。
- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
 - (3) 入札書に記名押印のない入札
 - (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
 - (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
 - (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
 - (9) 入札金額を訂正した入札
 - (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札
- なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- 8 入札参加申請
入札参加を申請する者は、告示日から平成 16年 9月 6 日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。
- 9 郵便入札に関する事項
- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便

- (2) 入札書の到達期限 平成 16年 9月 13日
 - (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
 - (4) 郵便入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
 - ウ 同一の入札参加者が 2 通以上の入札書を提出した入札
 - エ 入札書に記名押印のない入札
 - オ 入札金額を訂正した入札
 - カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - ク 直接財務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書
- 10 入札参加資格の審査及び決定
- (1) 審査機関
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
 - (2) 入札参加者の決定通知
平成 16年 9月 7 日までに入札参加申請者に通知します。
- 11 その他
- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
 - (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
 - (3) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市財務部監理課工事入札係
電話 0742- 34- 4743

別表

発注番号	工事名	工事場所	工期	工事概要	予定価格及び最低制限価格（消費税及び地方消費税を除く。）	参加資格	入札日
1	河川改修工事（米谷町地内沓掛川）	米谷町地内	約 180日 間	工事延長 L = 99.0m、土工一式、水路工一式、準備工一式、仮設工一式、雑工一式	予定価格 40,993千円 最低制限価格 27,465千円	土木一式工事の等級及び区分が「B」のすべての業者	（郵便入札） 平成 16年 9月 14日 午前 10時 00分
2	第 10号市営住宅建替に伴う敷地整備工事（A-2 工区）	古市町地内	約 90日 間	土工一式、土留め工一式、雨水排水工一式、汚水排水工一式、取り壊し撤去工一式、舗装工一式、雑工一式	予定価格 21,655千円 最低制限価格 14,508千円	土木一式工事の等級及び区分が「C- 2」のすべての業者	平成 16年 9月 8日 午前 9時 30分

3	田原地区管 路施設工事 (大野) 11 工区(単独)	大野町 他地内	約 75日 間	工事延長 L = 501.30m、リブ 管 150mm管布設工 L= 479.28m 、小口径塩ビマンホール設置工 4箇所、汚水樹設置及び取付 管工 13箇所、付帯工 一式(昼間工事)	予定価格 19,690千円 最低制限価格 13,192千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「C- 3」 のすべての業 者	平成 16年 9月 8日 午前 10時 00分
4	河川改修工 事(柳生町 地内打滝川 支流)	柳生町 地内	約 90日 間	工事延長 L = 25.29m、土工 一式、水路工 一式、付帯工 一式、仮設工 一式	予定価格 3,052千円 最低制限価格 2,044千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「E- 1」 のすべての業 者	平成 16年 9月 8日 午前 10時 30分
5	道路改良工 事(下狭川 町地内東部 第 97号線)	下狭川 町地内	約 60日 間	工事延長 L = 49.7m、道路幅 員 W= 4.0m 土工 一式、擁 壁工 一式、舗装工 一式、排 水工 一式	予定価格 6,270千円 最低制限価格 4,200千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「E- 2」 のすべての業 者	平成 16年 9月 8日 午前 11時 00分
6	水質改善下 水道築造工 事(単 7) 南京終町七 丁目地内	南京終 町七丁 目地内	約 120日 間	工事延長 L = 75.50m、V U 200mm管布設工 L= 73.25m 、1号組立人孔設置工 1個所 、小口径人孔設置工 3箇所、 小口径樹設置工 7箇所、付帯 工 一式(開削工法)	予定価格 6,116千円 最低制限価格 4,097千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「E- 3」 のすべての業 者	平成 16年 9月 8日 午前 11時 30分
7	道路修繕工 事(和田町 地内東部第 29号線)	和田町 地内	約 30日 間	工事延長 L = 20.0m、土工 一式、ブロック積工 一式、舗 装工 一式、仮設工 一式	予定価格 2,858千円 最低制限価格 1,914千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「E- 4」 のすべての業 者	平成 16年 9月 9日 午前 9時 30分
8	河川改修工 事(邑地町 地内日ノ谷 川)	邑地町 地内	約 90日 間	工事延長 L = 27.8m、土工 一式、水路工 一式、雑工 一 式、仮設工 一式	予定価格 4,810千円 最低制限価格 3,222千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「E- 5」 のすべての業 者	平成 16年 9月 9日 午前 10時 00分
9	交通安全施 設整備工事 (五条西一 丁目地内他 4箇所西部 第 682号線他 4路線)	五条西 一丁目 地内他 4箇所	約 30日 間	工事延長 L = 55.7m、道路幅 員 W= 3.0m~ 6.0m 防護工 一式	予定価格 2,154千円 最低制限価格 1,443千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「F- 4」 のすべての業 者	平成 16年 9月 9日 午前 10時 30分
10	舗装道補修 工事(千代 ヶ丘二丁目 地内西部第 600号線)	千代ヶ 丘二丁 目地内	約 30日 間	工事延長 L = 267.0m、W = 7.0~ 7.8m 取り壊し工 一式 、土工 一式、舗装工 一式、 防護柵工 一式、付帯工 一式	予定価格 8,813千円 最低制限価格 5,904千円	経審における 舗装の点数が 「740点以上」 で、区分が「 2」のすべて	平成 16年 9月 9日 午前 11時 00分

11	舗装道補修工事(赤膚町地内西部第682号線)	赤膚町地内	約40日間	工事延長 L = 137.0m、舗装工一式、撤去工一式、区画工一式、付帯工一式	予定価格 2,756千円 最低制限価格 1,846千円	の業者 経審における舗装の点数が「660点~739点」で、区分が「6」のすべての業者	平成16年9月9日午前11時30分
----	------------------------	-------	-------	---	--------------------------------------	---	-------------------

(平成 16年 9月 1日 揭示済)

奈良市告示第 451号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和 33年法律第 79号)第 9 条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成 16年 9月 1日から 2 週間、本市都市整備部下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

3 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点
二名第 2 幹線 - 14	奈良市三松一丁目 762- 4	奈良市三松一丁目 741
二名第 3 幹線 - 29	奈良市二名二丁目 2495- 9	奈良市二名二丁目 2488- 2
富雄元町第 1 幹線 - 6	奈良市富雄元町一丁目 559- 39	奈良市富雄元町一丁目 559- 2
あやめ池南幹線 - 435	奈良市あやめ池南八丁目 897- 1	奈良市あやめ池南八丁目 896- 2
あやめ池南幹線 - 436	奈良市菅原町 260	奈良市菅原町 257- 1
高畑分水幹線 - 9	奈良市中辻町 77- 4	奈良市中辻町 77- 4
都跡幹線 - 229	奈良市四条大路一丁目 783- 5	奈良市四条大路一丁目 1 - 1
東九条幹線 - 144	奈良市法華寺町 349	奈良市法華寺町 350
東九条幹線 - 145	奈良市西九条町 16- 6	奈良市西九条町 16- 6
帯解幹線 - 105	奈良市山町 71- 1	奈良市山町 71- 1

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町 160番地 奈良県浄化センター
(平成 16年 9月 1日 揭示済)

奈良市告示第 452号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則(昭和 40年奈良市規則第 43号)第 2 条の規定により公告します。

平成 16年 9月 1日

奈良市長 大川 靖 則

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 水質改善下水道築造工事(公3・単6)六条二丁目地内
- (2) 工事場所 奈良市六条二丁目地内
- (3) 工 期 契約の日から平成 17年 3月 25日まで
- (4) 工事概要 工事延長 L = 338.6m

平成 16年 9月 1日

奈良市公共下水道管理者

奈良市長 大川 靖 則

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成 16年 9月 15日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市三松一丁目、二名二丁目、富雄元町一丁目、あやめ池南八丁目、菅原町、中辻町、四条大路一丁目、法華寺町、西九条町及び山町の各一部

H P 800mm管推進工 L = 334.9m

S P 250mm管削進工 L = 40.3m

S P 300mm管削進工 L = 39.6m

1号組立人孔設置工 6 箇所

2号組立人孔設置工 3 箇所

塩ビ製小口径汚水桝設置工 2 箇所

付帯工 一式

(泥濃式推進工法・鋼管削進工法)

(5) 予定価格 123,138千円(消費税及び地方消費税を除く)

(6) 最低制限価格 82,502千円(消費税及び地方消費税を除く)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

2 社による特定建設工事共同企業体(市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。)で、その各構成員が次の各号に定める基準をすべて満たすものであること。

- (1) 平成 16年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

- (2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がAに格付されていること。
- (3) 当該工事に専任の監理技術者又は主任技術者を配置できること。
- (4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す場所及び日時

(1) 日時

平成 16年 9月 1日から 9月 13日まで(奈良市の休日を含める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 奈良市財務部監理課

なお、設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。

4 入札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成 16年 9月 14日 午前9時 30分

5 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

6 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) その他市長の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

7 入札参加申請

- (1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書(共同連帯施工型)

ウ 委任状

エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し(各構成員)

オ 直近の経営事項審査結果通知書の写し(各構成員)

(2) 入札参加申請方法

平成 16年 9月 3日から 9月 6日まで(奈良市の休日を含める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、奈良市財務部監理課に(1)の書類を持参してください。

8 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 16年 9月 7日までに、共同企業体の代表者に通知します。

9 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。

- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市財務部監理課工事入札係

電話 0742- 34- 4743

(平成 16年 9月 1日 掲示済)

奈良市告示第 453号

奈良市住居表示に関する条例(昭和 42年奈良市条例第 21号)第 3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第 3条第 4項の規定により告示します。

平成 16年 9月 2日

奈良市長 大川 靖 則

次のとおり省略

(平成 16年 9月 2日 掲示済)

奈良市告示第 454号

平成 16年奈良市告示第 174号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

平成 16年 9月 2日

奈良市長 大川 靖 則

次のよう省略

(平成 16年 9月 2日 掲示済)

奈良市告示第 455号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 50条の 2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第 55条の 2の規定により次のとおり告示します。

平成 16年 9月 2日

奈良市長 大川 靖 則

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
鹿鳴堂薬局	奈良市角振町 9	平成 16年 7月 31日

横井歯科医院朱雀診療所	奈良市朱雀五丁目 17-10	平成 16年 7月 31日
-------------	----------------	---------------

(平成 16年 9月 2日 揭示済)

奈良市告示第 456号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 49条の規定により医療機関の指定をいたしましたので、同法第 55条の 2の規定により次のとおり告示します。

平成 16年 9月 2日

奈良市長 大川 靖 則

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人社団尚歯会プランカ歯科医院	奈良市二条大路南一丁目 3 - 1 イトーヨーカドー奈良店 5 階	平成 16年 9月 1日
北岡クリニック	奈良市林小路町 1 - 11	平成 16年 9月 1日
横井歯科医院朱雀診療所	奈良市朱雀五丁目 16-21	平成 16年 8月 1日

(平成 16年 9月 2日 揭示済)

奈良市告示第 457号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 16年 9月 2日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 16年 9月 2日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目 288- 1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から 60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3号)第 1条第 1項に規定する市の休日(毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。)を除く。
- 6 引取時間
午前 9時から午後 4時 30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
- ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から 14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市企画部交通政策課
電話 0742- 34- 1111代表

(平成 16年 9月 2日 揭示済)

奈良市告示第 458号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 55条において準用する同法第 49条の規定により施術者の指定をいたしましたので、同法第 55条の 2の規定により次のとおり告示します。

平成 16年 9月 3日

奈良市長 大川 靖 則

施 術 者		施 術 所		指 定 年月日
氏 名	住 所	名 称	所在地	
川口典彦	生駒市俵口町 167- 5	ならまち整骨院	奈良市西大寺本町 2 - 22	平成 16年 8月 2日

(平成 16年 9月 3日 揭示済)

奈良市告示第 459号

平成 16年 9月 14日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。

平成 16年 9月 7日

奈良市長 大川 靖 則
(平成 16年 9月 7日 揭示済)

奈良市告示第 460号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 16年 9月 7日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 16年 9月 7日
- 3 移動対象区域
J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 9月 7日 揭示済)

奈良市告示第 461号

このたび、当市が施行予定の土地改良事業の申請をしたので、土地改良法(昭和 24年法律第 195号)第 96条の

2 第 2 項の規定により、次の事項を記載した書類とともに、この旨を公告します。

なお、この事業の施行に係る受益地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まないもの又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者で、その農用地又は土地についてこの事業に参加しようとするものは、同法第 3 条の規定により平成 16年 9月 17日までに奈良市農業委員会に申し出てください。

平成 16年 9月 7日

奈良市長 大 川 靖 則

計画の概要

- (1) 事業名 水と農地活用促進事業 ため池・防災
- (2) 事業の目的 ため池の堤体強化
- (3) 所在地及び現況 奈良市平松三丁目地内 平松今池
- (4) 基本計画 堤体工 L = 50m
- (5) 概算事業費 3,500,000円
- (6) 事業の効果 近隣農地・住宅街の防災が図れる。
- (7) 他事業との関係 無
- (8) 計画概要図 別紙参照

別紙省略

(平成 16年 9月 7日 掲 示 済)

奈良市告示第 462号

大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画を決定するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に関する条例(昭和 61年奈良市条例第 35号)第 2 条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。

平成 16年 9月 8日

奈良市長 大 川 靖 則

- 1 地区計画等の種類
地区計画
- 2 地区計画の名称
登美ヶ丘駅周辺地区計画
- 3 地区計画の位置
奈良市北登美ヶ丘一丁目、押熊町及び二名町の各一部
- 4 地区計画の区域
別紙図面のとおり
- 5 地区計画の面積
約 6.8ha
- 6 地区計画の原案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市都市計画部都市計画課
- 7 地区計画の原案の縦覧期間
平成 16年 9月 8日から同月 22日まで
- 8 地区計画の原案に対する意見の提出方法
この地区計画の原案について意見を提出しようとする者は、所定の用紙に記載し、権利を有する土地の付近見取図を添えて、奈良市都市計画部都市計画課に平成 16年 9月 29日までに必着するように提出してください。

別紙図面省略

(平成 16年 9月 8日 掲 示 済)

奈良市告示第 463号

建築基準法(昭和 25年法律第 201号)第 42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和 25年建設省令第 40号)第 10条の規定により公告します。

平成 16年 9月 8日

奈良市長 大 川 靖 則

申請者住所	奈良市押熊町 179番地
申請者氏名	株式会社 ソニック 代表取締役 小林 訓子
道路の位置	奈良市中山町 1739番地の 4 の一部
道路の幅員	5.0メートル
道路の延長	27.12メートル
指定年月日	平成 16年 9月 8日
指 定 番 号	第 16005号

(平成 16年 9月 8日 掲 示 済)

奈良市告示第 464号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 9月 8日

奈良市長 大 川 靖 則

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 16年 9月 8日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 9月 8日 掲 示 済)

奈良市告示第 465号

結核予防法(昭和 26年法律第 96号)第 36条第 1 項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令(昭和 26年政令第 142号)第 2 条の 5 第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 9月 9日

奈良市長 大 川 靖 則

名 称	所 在 地	指定年月日
はもり皮膚科	奈良市三碓三丁目 11-1	平成 16年 8月 20日
北岡クリニック	奈良市林小路町 1 - 11	平成 16年 9月 1日

(平成 16年 9月 9日 掲 示 済)

奈良市告示第 466号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 9月 9日

奈良市長 大 川 靖 則

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 16年 9月 9日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 9月 9日 掲 示 済)

奈良市告示第 467号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 9月 10日

奈良市長 大 川 靖 則

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 16年 9月 10日
- 3 移動対象区域
近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 9月 10日 掲 示 済)

奈良市告示第 468号

奈良農業振興地域整備計画（農業・農村整備計画）を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44年法律第 58号）第 13条第 4 項において準用する同法第 11条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画（農業・農村整備計画）のうち農用地利用計画の案を次により縦覧に供します。

当該農用地利用計画案に係る農用地区域内にある土地所

有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成 16年 10月 12日の翌日から起算して 15日以内に市にこれを申し出ることができます。

平成 16年 9月 10日

奈良市長 大 川 靖 則

- 1 農用地利用計画の案の縦覧期間
平成 16年 9月 10日から同年 10月 12日まで
- 2 農用地利用計画の案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市経済部農林課内

(平成 16年 9月 10日 掲 示 済)

奈良市告示第 469号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 9月 13日

奈良市長 大 川 靖 則

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 16年 9月 13日
- 3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 9月 13日 掲 示 済)

奈良市告示第 470号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 10条第 3 項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和 59年奈良市規則第 35号）第 5 条の規定により告示します。

平成 16年 9月 13日

奈良市長 大 川 靖 則

- 1 処分の根拠
移動日から 60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目 288- 1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成 16年 9月 28日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成 16年 6月 2日、同月 3日、同月 7日から同月 11日まで、同月 14日から同月 17日まで、同月 22日から同月 25日まで、同月 28日及び同月 29日

(平成 16年 9月 13日 揭示済)

奈良市告示第 471号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次

のとおり指定しましたので、同法第 55条の 2 の規定により告示します。

平成 16年 9月 14日

奈良市長 大川 靖 則

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	開設者		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
アイリスケアセンターほうれん	奈良市法連町 1088 - 1ら・ほうれん	訪問介護、福祉用具貸与、居宅介護支援事業	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台 2 - 9	平成 16年 9月 1日
地域福祉事業所ケア・サポートいちご	奈良市山陵町 12- 2	訪問介護	企業組合労協センター事業団	東京都豊島区南大塚二丁目 33- 10	平成 16年 9月 1日

(平成 16年 9月 14日 揭示済)

奈良市告示第 472号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 54条の 2 第 4 項において準用する同法第 50条の 2 の規定により、指定

介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第 55条の 2 の規定により告示します。

平成 16年 9月 14日

奈良市長 大川 靖 則

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
フランスベッドメディカルサービス株式会社奈良営業所	奈良市尼辻北町 2 - 4	(所在地) 奈良市大宮町 6 - 9 - 1	(所在地) 奈良市尼辻北町 2 - 4	平成 15年 8月 18日

(平成 16年 9月 14日 揭示済)

奈良市告示第 473号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 9月 14日

奈良市長 大川 靖 則

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成 16年 9月 14日
- 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 9月 14日 揭示済)

奈良市告示第 474号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則(昭和 40年奈良市規則第 43号)第 2 条の規定により公告します。

平成 16年 9月 15日

奈良市長 大川 靖 則

- 入札に付する事項
交通安全施設整備工事及び舗装道補修工事(七条二丁目~六条三丁目地内中部第 346~ 372号線)ほか 14件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 平成 16年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)又は建設業法(昭和 24年法律第 100号)の規定による経営事項審査(以下「**監審**」という。)の総合評点に該当する者であること。
 - 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 設計図書等を示す日時及び場所
 - 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

告示日から平成 16年 9月 21日までは入札控室、同月 22日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札を除く入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印のない入札
- (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
- (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 16年 9月 21日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 平成 16年 9月 27日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
 - ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
 - エ 入札書に記名押印のない入札
 - オ 入札金額を訂正した入札
 - カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - ク 直接財務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

10 入札参加資格の審査及び決定

- (1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
- (2) 入札参加者の決定通知

平成 16年 9月 22日までに入札参加申請者に通知します。

11 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市財務部監理課工事入札係
電話 0742- 34- 4743

別表

発注番号	工事名	工事場所	工期	工事概要	予定価格及び最低制限価格（消費税及び地方消費税を除く。）	参加資格	入札日
1	交通安全施設整備工事及び舗装道補修工事（七条二丁目～六条三丁目地内中部 第346～372	七条二丁目～六条三丁目地内	約18日間	工事延長 L = 390m、歩道幅員 W= 2.2～2.5m 道路幅員 W= 8.0m 排水工 一式、縁石工 一式、柵工 一式、舗装工 一式、区画線工 一式、雑工 一式	予定価格 38,625千円 最低制限価格 25,878千円	土木一式工事の等級が「B」のすべての業者	（郵便入札）平成16年9月28日午前1時00分

	号線)						
2	交通安全施設整備工事 (登美ヶ丘一丁目地内西部第 129号線) 1工区	登美ヶ丘一丁目地内	約 180日 間	工事延長 L = 291.5m、幅員 W = 2.5m <舗装工> 平板 舗装工 A = 542m ² 、路盤工(再生CR) 10cm A = 528m ² 、 路盤工(コンクリート) 10cm A = 88m ² 、<排水工> 管渠 工 L = 245m 柵工 一式、 土工 一式、取り壊し工 一式	予定価格 26,933千円 最低制限価格 18,045千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「C-1」 のすべての業 者	平成 16年 9月 24日 午前 9時 30分
3	交通安全施設整備工事 (登美ヶ丘二丁目地内西部第 129号線) 2工区	登美ヶ丘二丁目地内	約 180日 間	工事延長 L = 203.6m、幅員 W = 2.5m <舗装工> 平板 舗装工 A = 375m ² 、路盤工(再生CR) 10cm A = 338m ² 、 路盤工(コンクリート) 10cm A = 105m ² 、<排水工> 街 渠工(1) L = 120m 柵工 一 式、土工 一式、取り壊し工 一式	予定価格 18,279千円 最低制限価格 12,246千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「C-2」 のすべての業 者	平成 16年 9月 24日 午前 10時 00分
4	道路大規模 改修工事(あやめ池南八丁目地内中部第 913号線他)	あやめ池南八丁目地内	約 180日 間	工事延長 L = 177.74m 土工 一式、土留工 一式、管布設 工 一式、人孔設置工 一式、 取付管工 一式、撤去工 一式 、仮舗装工 一式、舗装工 一 式	予定価格 21,361千円 最低制限価格 14,311千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「C-3」 のすべての業 者	平成 16年 9月 24日 午前 10時 30分
5	道路改良工 事(大柳生町地内東部第 132号線)	大柳生町地内	約 120日 間	工事延長 L = 19.0m、道路幅 員 W = 6.0m 土工 一式、擁 壁工 一式、排水工 一式、舗 装工 一式	予定価格 10,698千円 最低制限価格 7,167千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「D-2」 のすべての業 者	平成 16年 9月 24日 午前 11時 00分
6	河川改修工 事(須川町地内前川)	須川町地内	約 90日 間	工事延長 L = 14.0m、土工 一式、水路工 一式、準備工 一式、仮設工 一式、雑工 一 式	予定価格 6,867千円 最低制限価格 4,600千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「E-1」 のすべての業 者	平成 16年 9月 24日 午前 11時 30分
7	道路修繕工 事(南魚屋町地内北部第 289号線)	南魚屋町地内	約 60日 間	工事延長 L = 260.0m、土工 一式、排水工 一式、舗装復 旧工 一式、付帯工 一式	予定価格 5,118千円 最低制限価格 3,429千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「E-2」 のすべての業 者	平成 16年 9月 27日 午前 9時 30分
8	河川改修工 事(法蓮町地内菰川支流)	法蓮町地内	約 90日 間	工事延長 L = 86.9m、土工 一式、水路工 一式、付帯工 一式	予定価格 3,986千円 最低制限価格 2,670千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「E-3」 のすべての業 者	平成 16年 9月 27日 午前 10時 00分

9	交通安全施設整備工事 (神殿町地内南部第 187号線他 1 路線)	神殿町地内	約 60日間	工事延長 L = 107.3m、計画幅員 W= 3.0m 土工 一式、取り壊し工 一式、舗装工 一式、排水工 一式、路面表示工 一式、植栽工 一式、雑工 一式、付帯工 一式	予定価格 6,107千円 最低制限価格 4,091千円	土木一式工事の等級及び区分が「E-4」のすべての業者	平成 16年 9月 27日 午前 10時 30分
10	道路修繕工事(山町地内南部第 470号線)	山町地内	約 30日間	工事延長 L = 37.0m、土工 一式、取り壊し工 一式、擁壁工 一式、舗装工 一式、防護工 一式	予定価格 2,282千円 最低制限価格 1,528千円	土木一式工事の等級及び区分が「F-5」のすべての業者	平成 16年 9月 27日 午前 11時 00分
11	神功小学校校舎増築その他工事	神功二丁目 2番地	約 160日間	1. 建築主体工事 一式、鉄筋コンクリート造 2 階建 1 階床面積：234.05㎡、2 階床面積：171.05㎡ 延床面積：405.1㎡ 2. 既設校舎改修工事 一式 3. 外構工事 一式	予定価格 76,640千円 最低制限価格 51,348千円	建築一式工事の等級が「A」のすべての業者	(郵便入札) 平成 16年 9月 28日 午前 11時 30分
12	富雄第三小学校体育倉庫改築工事	帝塚山南二丁目 1番 1号	約 60日間	1. 建築主体工事 一式、RC 造・平屋建 A = 38.88㎡ 2. 付帯工事 一式 (ア) 給排水工事 (イ) 既設体育倉庫解体工事 一式	予定価格 6,350千円 最低制限価格 4,254千円	建築一式工事の等級及び区分が「E-1」のすべての業者	平成 16年 9月 27日 午前 11時 30分
13	舗装道補修工事(藤ノ木台三丁目地内西部第 674号線)	藤ノ木台三丁目地内	約 30日間	工事延長 L = 221m、舗装幅員 W= 5.4m 舗装工 一式、区画工 一式、取り壊し工 一式、付帯工 一式	予定価格 5,666千円 最低制限価格 3,796千円	経審における舗装の点数が「740点以上」で、区分が「1」のすべての業者	平成 16年 9月 28日 午前 9時 30分
14	舗装道補修工事(西登美ヶ丘一丁目地内西部第 14号線他)	西登美ヶ丘一丁目地内	約 30日間	車道補修 L = 20m 歩道補修 L = 72m 撤去工 一式、舗装 一式、区画線工 一式	予定価格 1,617千円 最低制限価格 1,083千円	経審における舗装の点数が「660点未満」で、区分が「8」のすべての業者	平成 16年 9月 28日 午前 10時 00分
15	舗装道補修工事(西登美ヶ丘四丁目地内西部第 230号線)	西登美ヶ丘四丁目地内	約 30日間	工事延長 L = 60m 撤去工 一式、舗装工 一式、区画線工 一式	予定価格 1,410千円 最低制限価格 944千円	経審における舗装の点数が「660点未満」で、区分が「7」のすべての業者	平成 16年 9月 28日 午前 10時 30分

(平成 16年 9月 15日 揭示済)

奈良市告示第 475号

下記の者についての奈良市国民健康保険証を平成 16年 8月 13日に再交付したが、奈良市国民健康保険被保険者証再交付申請が本人の意思に基づかないものであることが

判明したので、再交付した当該奈良市国民健康保険被保険者証は無効であることを公示します。

平成 16年 9月 15日

奈良市長 大川 靖 則
記

奈良市国民健康保険被保険者証交付者

住 所 奈良市東九条町 1424番地
北和県住 11- 203

世 帯 主 名 西口 健司

被保険者証記号番号 奈 1 140- 027(再交付分)

被保険者証交付日 平成 16年 8月 13日

(平成 16年 9月 15日揭示済)

奈良市告示第 476号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 9月 15日

奈良市長 大川 靖 則

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 9月 15日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 9月 15日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第 36号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 6 第 1 項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成 9 年奈良市水道局管理規程第 4 号)において準用する奈良市契約規則(昭和 40年奈良市規則第 43号。以下「奈良市契約規則」という。)第 2 条の規定により公告します。

平成 16年 9月 1日

奈良市水道事業管理者
福 田 恵 一

1 入札に付する事項

送・配水管工事、市内南京終町一丁目地内他 3 件(各工事の業種、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 16年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の

許可を取得している建設業者であること。

- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法(昭和 24年法律第 100号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を含める条例(平成元年奈良市条例第 3 号)に規定する市の休日を除く。)の午前 9 時から午後 4 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)

(2) 場所

水道局 1 階口ビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4 階 大会議室(北側)

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 16年 9月 6日まで(奈良市の休日を含める条例に規定する市の休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

- (1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 16年 9月 9日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他
別表

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
奈良市法華寺町 264番地 1
奈良市水道局業務部経理課入札係
電話 0742- 34- 5200(内線) 223

発注番号	業種	工事番号	工事名称	工事場所	工期	工事概要	予定価格及び最低制限価格(消費税及び地方消費税を除く。)	参加資格	入札日 入札時間
1	送・配水管工事	3 - 1 - 2	口径 300~200耗配水支管改良工事	市内南京終町一丁目地内	契約日から 90日間	土工 一式 管工 一式 付帯工 一式	予定価格 20,143,000円 最低制限価格 13,495,000円	水道局入札参加有資格者名簿の登録業種が指定工事で、かつ総合評定値通知書の土木一式の総合評定値が 760点以上のすべての業者	平成 16年 9月 10日 午前 9時 30分
2	送・配水管工事	3 - 1 - 11	口径 200~100耗配水支管改良工事	市内古市町地内	契約日から 90日間	土工 一式 管工 一式 付帯工 一式	予定価格 11,106,000円 最低制限価格 7,441,000円	水道局入札参加有資格者名簿の登録業種が指定工事で、かつ総合評定値通知書の土木一式の総合評定値が 610点 ~ 679点の業者	平成 16年 9月 10日 午前 10時 00分
3	造園		各導水路、施設草刈委託(その1)	市内狭川町地内他 5 箇所	契約日から平成 16年 10月 29日まで	除草面積 34,604 m ²	予定価格 1,848,000円	水道局入札参加有資格者名簿の登録業種が造園で、かつ総合評定値通知書の造園の総合評定値が 700点未満のすべての業者	平成 16年 9月 10日 午前 10時 30分
4	造園		各導水路、施設草刈委託(その2)	市内奈良阪町地内他 3 箇所	契約日から平成 16年 10月 29日まで	除草面積 15,051 m ²	予定価格 1,186,000円	水道局入札参加有資格者名簿の登録業種が造園で、かつ総合評定値通知書の造園の総合評定値が 700点未満のすべての業者	平成 16年 9月 10日 午前 11時 00分

(平成 16年 9月 1日揭示済)

奈良市水道局告示第 37号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成 10年奈良市水道局管理規程第 7号)第 8条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定を取り消したので、

同規程第 10条の規定により次のとおり公示します。

平成 16年 9月 1日

奈良市水道事業管理者
福 田 恵 一

名称	代表者氏名	所在地	取消日
松本工業	松本 和彦	京都府相楽郡精華町桜が丘四丁目 10番地 11	平成 16年 7月 29日

(平成 16年 9月 1日 掲示済)

奈良市水道局告示第 38号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成 10年奈良市水道局管理規程第 7号)第 4条第 1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10条の規定により次のとおり公示します。

平成 16年 9月 1日

奈良市水道事業管理者
福 田 恵 一

名称	代表者氏名	所在地	指定日
松本工業 有限会社	代表取締役 松本 和彦	京都府相楽郡精華町桜が丘四丁目 10番地 11	平成 16年 7月 29日

(平成 16年 9月 1日 掲示済)

奈良市水道局告示第 39号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 6 第 1項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成 9年奈良市水道局管理規程第 4号)において準用する奈良市契約規則(昭和 40年奈良市規則第 43号。以下「奈良市契約規則」という。)第 2条の規定により公告します。

平成 16年 9月 15日

奈良市水道事業管理者
福 田 恵 一

1 入札に付する事項

送・配水管工事、市内阪原町地内他 1箇所他 1件(各工事の業種、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 16年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級(奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会事務要領)に該当する者又は、建設業法(昭和 24年法律第 100号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 16条の 4の規定に該当しない

者であること。

- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日 を定める条例(平成元年奈良市条例第 3号)に規定する市の休日を除く。)の午前 9時から午後 4時まで(正午から午後 1時までを除く。)

(2) 場所

水道局 1階口ビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4階 大会議室(北側)

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2項第 2号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 16年 9月 21日まで(奈良市の休日 を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前 9時から午後 5時まで(正午から午後 1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 16年 9月 29日までに入札参加申請者に通知します。
10 その他
(1) その他の詳細は、入札者心得によります。
(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良別表

良市契約規則によります。
(3) 問い合わせ先
奈良市法華寺町 264番地 1
奈良市水道局業務部経理課入札係
電話 0742- 34- 5200(内線) 223

発注番号	業種	工事番号	工事名称	工事場所	工期	工事概要	予定価格及び最低制限価格(消費税及び地方消費税を除く。)	参加資格	入札日 入札時間
1	送・配水管工事	1 - 4 - 202	口径 50~ 25 耗配水支管改良工事	市内阪原町地内他 1箇所	契約日から 60日間	土工 一式 管工 一式 付帯工 一式	予定価格 3,494,000円 最低制限価格 2,340,000円	水道局入札参加有資格者名簿の登録業種が指定工事で、かつ総合評定値通知書の土木一式の総合評定値が 610点未満のすべての業者	平成 16年 9月 30日 午前 9時 30分
2	土木	1 - 9 - 2	旧中之庄簡易水道施設撤去工事	市内中之庄町地内	契約日から 60日間	土工 一式	予定価格 1,621,000円 最低制限価格 1,086,000円	水道局入札参加有資格者名簿の登録業種が土木で、かつ土木ランクが Fランクで区分が 2の業者	平成 16年 9月 30日 午前 10時 00分

(平成 16年 9月 15日 掲示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第 12号

平成 16年 9月 定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和 57年奈良市教育委員会規則第 12号)第 3条第 2項の規定により告示します。

平成 16年 9月 3日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦

- 1 日時
平成 16年 9月 9日(木)
午前 10時から
- 2 場所
奈良市役所北棟 3階 教育委員会室
- 3 会議に付すべき事件
教育長報告
 - (1) 平成 16年度 9月 補正予算要求・内示について
 - (2) 奈良市立図書館管理規則の一部を改正する規則について
 - (3) 奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令について

議事

議案第 25号 学校教育法施行細則の一部を改正する規則について

議案第 26号 平成 17年度奈良市立一条高等学校入学者募集人員並びに募集要項について

その他

- (1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について
傍聴受付は、午前 9時から 9時 50分までで、定員 5名になり次第締め切ります。

(平成 16年 9月 3日 掲示済)

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16年 9月 10日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦

奈良市教育委員会規則第 11号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則
学校教育法施行細則(昭和 32年奈良市教育委員会規則第 1号)の一部を次のように改正する。

第 19条中「添上郡月ヶ瀬村」の次に「、山辺郡都祁村」を加える。

附 則

この規則は、平成 16年 9月 10日から施行し、この規則

による改正後の学校教育法施行細則第 19条の規定は、平成 17年度以後において高等学校の第 1 学年に在学することとなる者に係る通学区域に適用する。

(平成 16年 9月 10日 揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第 86号

平成 16年 9月 8日現在における地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 74条第 1 項及び第 75条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40年法律第 6 号)第 4 条第 1 項及び第 4 条の 2 第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50分の 1 の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11項及び第 4 条の 2 第 15項に規定する選挙権を有する者の総数の 6分の 1 の数並びに地方自治法第 76条第 1 項、第 80条第 1 項、第 81条第 1 項及び第 86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31年法律第 162号 第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3分の 1 の数は、次のとおりです。

平成 16年 9月 8日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田 勝 二

50分の 1 の数 5,890人

6分の 1 の数 49,079人

3分の 1 の数 98,157人

(平成 16年 9月 8日 揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 87号

公職選挙法(昭和 25年法律第 100号)第 30条の 11第 2 号の規定により、平成 16年 9月 7日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり在外選挙人名簿から抹消しました。

平成 16年 9月 8日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田 勝 二

1 抹消年月日

平成 16年 9月 8日

2 抹消した者の氏名等

別紙のとおり

別紙省略

(平成 16年 9月 8日 揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 88号

平成 17年度検察審査員候補者の予定者を選定するためのくじを行う日時、場所及びそのくじの方法を次のとおり定めます。

平成 16年 9月 8日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田 勝 二

日 時 平成 16年 10月 20日 午後 2 時 00分

場 所	奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号 奈良市役所 北棟 4 階 第 17会議室
くじの方法	奈良市検察審査員候補者選定規程(昭和 52年奈良市選挙管理委員会告示第 9 号)の定めるところによる。

(平成 16年 9月 8日 揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第 18号

奈良市農業委員会平成 16年 9月農地部会の会議を下記のとおり招集します。

平成 16年 9月 6日

奈良市農業委員会
農地部会長 山田 正 春
記

1 日時

平成 16年 9月 13日(月)午前 9 時

2 場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1号

奈良市役所 北棟 6 階 第 21会議室

3 審議案件

(1) 農地法(昭和 27年法律第 229号)第 3 条、第 4 条、第 5 条及び第 20条に関する許可申請及び届出について

(2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

(3) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について

(4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

(5) 生産緑地法第 13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて

(6) 知事許可について(8月許可分)

(7) 非農地証明について(8月分)

(平成 16年 9月 6日 揭示済)